

令和2年第3回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議案番号	認定第1号
議案名	令和元年度安城市一般会計歳入歳出決算について
摘要	資料別添
議案番号	認定第2号 ～ 認定第7号
議案名	令和元年度安城市特別会計歳入歳出決算について
摘要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の6会計 <div style="text-align: right;">資料別添</div>
議案番号	認定第8号・認定第9号
議案名	令和元年度安城市企業会計決算について
摘要	水道事業 下水道事業の2会計 <div style="text-align: right;">資料別添</div>

内 容	
議 案 番 号	第 7 1 号議案
議 案 名	安城市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市自治基本条例審議会の答申を踏まえた改正をするもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例の位置付け（第 2 条関係） 条例の位置付けを表す「最高規範」という用語及び他の条例等との関係を表す後段の規定について、より適切な表現にする。 2 市民参加と協働（第 1 4 条関係） 協働を推進するための条例の制定について、本条例で担保する。 3 条例の見直し（第 2 6 条関係） 条例の見直しについて、より効果的な検証となるようにする。 4 表現の変更（第 7 条から第 9 条まで、第 1 1 条及び第 1 7 条関係） 上記 1 から 3 までのほか、表現をより適切なものに改める。 <p>（施行日） 公布の日</p>
議 案 番 号	第 7 2 号議案
議 案 名	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>職員の勤務時間において時差出勤制度を整備するもの</p> <p>職員が、規則で定めるところにより、時差出勤勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ規則で定める特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をすることを請求した場合において、任命権者が、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の業務能率の向上及び職員の職業生活と家庭生活との両立に資すると認めるときは、当該職員に時差出勤勤務をさせるものとする。</p> <p>（施行日） 公布の日</p>

内 容																	
議 案 番 号	第 7 3 号 議 案																
議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、防疫等作業手当の特例を設けるもの</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例</p> <p>(1) 改正前</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>支給を受ける者の範囲</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫等作業手当</td> <td>感染症にかかるおそれのある業務に従事した職員</td> <td>1回 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 改正後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>支給を受ける者の範囲</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防疫等作業手当</td> <td>感染症にかかるおそれのある業務に従事した職員</td> <td>1回 300円</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業（次の欄に掲げるものを除く。）に従事した職員</td> <td>日額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した職員</td> <td>日額 4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 公布の日</p>	種類	支給を受ける者の範囲	支給額	防疫等作業手当	感染症にかかるおそれのある業務に従事した職員	1回 300円	種類	支給を受ける者の範囲	支給額	防疫等作業手当	感染症にかかるおそれのある業務に従事した職員	1回 300円	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業（次の欄に掲げるものを除く。）に従事した職員	日額 3,000円	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した職員	日額 4,000円
	種類	支給を受ける者の範囲	支給額														
防疫等作業手当	感染症にかかるおそれのある業務に従事した職員	1回 300円															
種類	支給を受ける者の範囲	支給額															
防疫等作業手当	感染症にかかるおそれのある業務に従事した職員	1回 300円															
	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業（次の欄に掲げるものを除く。）に従事した職員	日額 3,000円															
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した職員	日額 4,000円															
議 案 番 号	第 7 4 号 議 案																
議 案 名	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>地方税法の改正に伴うもの</p> <p>市が、都市再生整備計画を作成し、当該計画に潜在の快適性及び魅力の向上のために公共施設の整備等を行う必要がある区域として「潜在快適性等向上区域」を定めた場合において、当該区域内の土地所有者等が快適性等の向上のために市と一体的に施設等の整備を令和4年3月31日までの間に行ったときに、当該整備に係る一定の固定資産について、5年度の間、都市計画税の課税標準の額を2分の1とする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>																

内 容										
議 案 番 号	第 7 5 号 議 案									
議 案 名	安城市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>市税の延滞金の割合等の改定に準じ、税外収入の延滞金の割合等を改定するもの</p> <p>延滞金の割合等の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>改定前の割合（年）</th> <th>改定後の割合（年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限後 1 月</td> <td>特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）</td> <td>延滞金特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 % 下限 0. 1 %）</td> </tr> <tr> <td>1 月経過後</td> <td>特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）</td> <td>延滞金特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 % 下限 0. 1 %）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特例基準割合とは、各年の前々年の 1 0 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を 1 2 で除して計算した割合（0. 1 %未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として財務大臣が告示する割合に、年 1 %の割合を加算した割合をいう。</p> <p>※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を 1 2 で除して計算した割合として財務大臣が告示する割合に、年 1 %の割合を加算した割合をいう。</p> <p>（施行日） 令和 3 年 1 月 1 日</p>	期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）	納期限後 1 月	特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）	延滞金特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 % 下限 0. 1 %）	1 月経過後	特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）	延滞金特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 % 下限 0. 1 %）
	期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）							
納期限後 1 月	特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）	延滞金特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 % 下限 0. 1 %）								
1 月経過後	特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）	延滞金特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 % 下限 0. 1 %）								
議 案 番 号	第 7 6 号 議 案									
議 案 名	安城市市立学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定について									
摘 要	<p>本市が設置している基金のうち、安城市市立学校施設整備基金等を廃止するもの</p> <p>次の条例を廃止する。</p> <p>(1) 安城市市立学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>(2) 安城市文化施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>(3) 安城市社会福祉施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>(4) 安城市運動施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>(5) 安城市鉄道高架事業基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>（施行日） 公布の日</p>									

内 容	
議 案 番 号	第 7 7 号 議 案
議 案 名	安城市情報通信基盤整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
摘 要	<p>公共施設の情報通信基盤の整備に必要な財源を確保するもの</p> <p>安城市情報通信基盤整備基金の設置並びに当該基金の管理及び処分について規定する。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 7 8 号 議 案
議 案 名	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>子ども・子育て支援法の改正に伴うもの</p> <p>引用している子ども・子育て支援法の条項名の変更 第 2 条 第 2 3 号 中 「第 4 3 条 第 3 項」 → 「第 4 3 条 第 2 項」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容										
議 案 番 号	第 7 9 号 議 案									
議 案 名	安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>南部保育園、西部保育園、東端保育園、志貴保育園、小川保育園、みのわ保育園、新田保育園、赤松保育園、みその保育園及び桜井保育園を廃止するもの</p> <p>(施行日) 令和 3 年 4 月 1 日</p>									
議 案 番 号	第 8 0 号 議 案									
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>市税の延滞金の割合等の改定に準じ、介護保険料の延滞金の割合等を改定するもの</p> <p>延滞金の割合等の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>改定前の割合 (年)</th> <th>改定後の割合 (年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限後 1 月</td> <td>特例基準割合 + 1 % (上限 7. 3 %)</td> <td>延滞金特例基準割合 + 1 % (上限 7. 3 % 下限 0. 1 %)</td> </tr> <tr> <td>1 月経過後</td> <td>特例基準割合 + 7. 3 % (上限 1 4. 6 %)</td> <td>延滞金特例基準割合 + 7. 3 % (上限 1 4. 6 % 下限 0. 1 %)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特例基準割合とは、各年の前々年の 1 0 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を 1 2 で除して計算した割合 (0. 1 %未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) として財務大臣が告示する割合に、年 1 %の割合を加算した割合をいう。</p> <p>※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を 1 2 で除して計算した割合として財務大臣が告示する割合に、年 1 %の割合を加算した割合をいう。</p> <p>(施行日) 令和 3 年 1 月 1 日</p>	期間	改定前の割合 (年)	改定後の割合 (年)	納期限後 1 月	特例基準割合 + 1 % (上限 7. 3 %)	延滞金特例基準割合 + 1 % (上限 7. 3 % 下限 0. 1 %)	1 月経過後	特例基準割合 + 7. 3 % (上限 1 4. 6 %)	延滞金特例基準割合 + 7. 3 % (上限 1 4. 6 % 下限 0. 1 %)
期間	改定前の割合 (年)	改定後の割合 (年)								
納期限後 1 月	特例基準割合 + 1 % (上限 7. 3 %)	延滞金特例基準割合 + 1 % (上限 7. 3 % 下限 0. 1 %)								
1 月経過後	特例基準割合 + 7. 3 % (上限 1 4. 6 %)	延滞金特例基準割合 + 7. 3 % (上限 1 4. 6 % 下限 0. 1 %)								

内 容	
議 案 番 号	第 8 1 号議案
議 案 名	安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城北部幼稚園及び東栄幼稚園を廃止するもの</p> <p>(施行日) 令和 3 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 8 2 号議案
議 案 名	安城市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市立幼稚園を廃止することに伴うもの</p> <p>新たに任用される際にサービスの宣誓が必要となる学校職員について、幼稚園の職員を学校職員の範囲から除外する。</p> <p>(施行日) 令和 3 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 8 3 号議案
議 案 名	安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
摘 要	<p>安城こども園及びさくのこども園を廃止するもの</p> <p>1 安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の廃止（本則）</p> <p>2 安城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（附則）</p> <p>（施行日） 令和 3 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 8 4 号議案
議 案 名	安城市立幼稚園の授業料に関する条例を廃止する条例の制定について
摘 要	<p>安城市立幼稚園を廃止することに伴うもの</p> <p>（施行日） 令和 3 年 4 月 1 日</p>

内 容										
議 案 番 号	第 8 5 号 議 案									
議 案 名	安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>安城市明祥公民館の第 4 会議室を廃止することに伴うもの</p> <p>安城市明祥公民館の第 4 会議室に係る使用料の規定を削除する。</p> <p>(施行日) 令和 2 年 1 0 月 1 日</p>									
議 案 番 号	第 8 6 号 議 案									
議 案 名	安城市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>市税の延滞金の割合等の改定に準じ、下水道事業に係る負担金の延滞金の割合等を改定するもの</p> <p>延滞金の割合等の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>改定前の割合 (年)</th> <th>改定後の割合 (年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限後 1 月</td> <td>特例基準割合 + 1 % (上限 7. 2 5 %)</td> <td>延滞金特例基準割合 + 1 % (上限 7. 2 5 % 下限 0. 1 %)</td> </tr> <tr> <td>1 月経過後</td> <td>特例基準割合 + 7. 2 5 % (上限 1 4. 5 %)</td> <td>延滞金特例基準割合 + 7. 2 5 % (上限 1 4. 5 % 下限 0. 1 %)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特例基準割合とは、各年の前々年の 1 0 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を 1 2 で除して計算した割合 (0. 1 %未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) として財務大臣が告示する割合に、年 1 %の割合を加算した割合をいう。</p> <p>※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を 1 2 で除して計算した割合として財務大臣が告示する割合に、年 1 %の割合を加算した割合をいう。</p> <p>(施行日) 令和 3 年 1 月 1 日</p>	期間	改定前の割合 (年)	改定後の割合 (年)	納期限後 1 月	特例基準割合 + 1 % (上限 7. 2 5 %)	延滞金特例基準割合 + 1 % (上限 7. 2 5 % 下限 0. 1 %)	1 月経過後	特例基準割合 + 7. 2 5 % (上限 1 4. 5 %)	延滞金特例基準割合 + 7. 2 5 % (上限 1 4. 5 % 下限 0. 1 %)
期間	改定前の割合 (年)	改定後の割合 (年)								
納期限後 1 月	特例基準割合 + 1 % (上限 7. 2 5 %)	延滞金特例基準割合 + 1 % (上限 7. 2 5 % 下限 0. 1 %)								
1 月経過後	特例基準割合 + 7. 2 5 % (上限 1 4. 5 %)	延滞金特例基準割合 + 7. 2 5 % (上限 1 4. 5 % 下限 0. 1 %)								

内 容	
議 案 番 号	第 8 7 号議案
議 案 名	令和 2 年度安城市一般会計補正予算（第 5 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 8 8 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>錦町小学校校舎改修第 1 期主体工事</p> <p>場 所 安城市錦町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建</p> <p>内容 内部改修 普通教室 廊下ほか</p> <p>外部保全 外壁 屋上ほか</p> <p>配膳室増築</p> <p>外構工事</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 令和 3 年 9 月 3 0 日まで</p> <p>予 定 価 格 235,840,000 円（消費税相当額を含む。）</p> <p>※開 札 日 令和 2 年 7 月 3 1 日</p> <p>※落札者決定日 令和 2 年 8 月 6 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 8 9 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	丈山小学校校舎改修第 2 期主体工事 場 所 安城市和泉町地内 概 要 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建 内容 外部保全 外壁 屋上ほか 昇降機棟増築 内部改修 普通教室 廊下ほか 配膳室増築 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札 工 期 令和 3 年 9 月 3 0 日まで 予 定 価 格 212,080,000 円 (消費税相当額を含む。) ※開 札 日 令和 2 年 7 月 3 1 日 ※落札者決定日 令和 2 年 8 月 6 日
議 案 番 号	第 9 0 号議案
議 案 名	令和元年度安城市水道事業剰余金の処分について
摘 要	未処分利益剰余金 1,157,397,829 円 (1) 処分額 645,908,705 円 ア 減 債 積 立 金 73,879,823 円 イ 建設改良積立金 100,000,000 円 ウ 組 入 資 本 金 472,028,882 円 (2) 繰越利益剰余金 511,489,124 円

内 容	
議 案 番 号	報告第12号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 令和2年6月19日発生の事故 (1) 損害賠償額 294,800円 (2) 事故内容 ア 発生時刻 午前7時30分頃 イ 発生場所 安城市桜町地内 ウ 経 過 上記地内の市道において、街路樹が市道に隣接する民有地側に倒れ、当該民有地内の相手方宅に接触したものの (3) 相手方の損害の程度 外壁の損傷 (4) 過失割合 安城市100% 相手方0% (5) 専決年月日 令和2年7月27日</p> <p>2 令和2年5月12日発生の事故 (1) 損害賠償額 23,892円 (2) 事故内容 ア 発生時刻 午後6時頃 イ 発生場所 安城市柿碓町地内 ウ 経 過 上記地内の道路において、相手方車両が交差点の手前で一時停止しようとしたところ、道路のくぼみにはまったもの (3) 相手方の損害の程度 前バンパーの損傷 (4) 過失割合 安城市30% 相手方70% (5) 専決年月日 令和2年8月7日</p>
議 案 番 号	報告第13号
議 案 名	継続費の精算について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 314,879円 2 事故内容 (1) 発生日時 令和2年6月11日 午前11時頃 (2) 発生場所 安城市東町地内 (3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が信号機のない交差点を直進しようとしたところ、相手方車両と出会い頭に衝突したもの 3 相手方の損害の程度 車体右前部の損傷 4 過失割合 安城市60% 相手方40% 5 専決年月日 令和2年8月12日</p>

内 容																									
議 案 番 号	報告第14号																								
議 案 名	継続費の精算について																								
摘 要	<p>一般会計</p> <p>平成30年度及び令和元年度に係る継続費の精算報告</p> <p style="text-align: right;">単位 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>計 画 (年 割 額)</th> <th>実 績 (支 出 済 額)</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>③⑩ 222,000,00 0</td> <td>3,106,000</td> <td>218,894,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 30 保健体育 費</td> <td>① 313,664,00</td> <td>532,557,800</td> <td>△ 218,893,80</td> </tr> <tr> <td>レジャープール改修事業</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>535,664,00 0</td> <td>535,663,800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	計 画 (年 割 額)	実 績 (支 出 済 額)	比 較		③⑩ 222,000,00 0	3,106,000	218,894,000	50 教育費 30 保健体育 費	① 313,664,00	532,557,800	△ 218,893,80	レジャープール改修事業	0		0		計		200		535,664,00 0	535,663,800	
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	計 画 (年 割 額)	実 績 (支 出 済 額)	比 較																					
	③⑩ 222,000,00 0	3,106,000	218,894,000																						
50 教育費 30 保健体育 費	① 313,664,00	532,557,800	△ 218,893,80																						
レジャープール改修事業	0		0																						
	計		200																						
	535,664,00 0	535,663,800																							
議 案 番 号	同意第4号																								
議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について																								
摘 要	<p>委員 長坂敬子の任期満了（令和2年9月30日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員</p> <p>任期 3年</p> <p>定数 3人</p> <p>要件 当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について 学識経験を有する者</p>																								

内 容	
議 案 番 号	同意第5号
議 案 名	教育委員会委員の任命について
摘 要	<p>委員 近藤倉生の任期満了（令和2年9月30日）に伴う後任の選任</p> <p>教育委員会委員 任期 4年 定数 4人 要件 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの</p>